

（別紙）新旧対照表

横浜型企業誘致・産業立地促進計画

新	旧
<p>1～3 （略）</p> <p>4 地域再生計画の目標</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2）これまでの取り組み ア～エ （略）</p> <p><u>オ 構造改革特別区域計画の実施</u></p> <p>平成15年に京浜臨海部再生特区の認定を受け、理化学研究所横浜研究所を対象機関として、また平成16年には横浜市立大学鶴見キャンパスを追加して、「外国人研究者受入れ促進事業」「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」「<u>特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業</u>」の適用を受け、外国人研究者等を活用した研究開発や、研究成果の活かした事業活動の促進を図ってきた。</p> <p>また平成16年には、<u>国際ITビジネス交流特区の認定を受け、市内のIT企業が「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」「特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業」の適用について認定され、外国人情報処理技術者の高いスキルを活かした高度な研究開発を行うとともに、活発な企業活動などを積極的に推進してきた。</u></p> <p>（3） （略）</p> <p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>企業誘致については、引き続き、課税特例や最大50億円の助成を行う「企業立地促進条例」の活用や、中小企業等への操業支援・工業系土地利用保全を目的とした「工業集積促進事業」等を推進するとともに、新たに「公有地の拡大の推進に関する先買いに係る土地を提供することができる用途の範囲の拡大」の支援措置を活用し、公有地の有効活用による有力企業誘致を推進する。</p>	<p>1～3 （略）</p> <p>4 地域再生計画の目標</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2）これまでの取り組み ア～エ （略）</p> <p><u>オ 構造改革特別区域計画の実施（京浜臨海部再生特区）</u></p> <p>平成15年に京浜臨海部再生特区の認定を受け、理化学研究所横浜研究所を対象機関として、また平成16年には横浜市立大学鶴見キャンパスを追加して、「外国人研究者受入れ促進事業」、「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」、「<u>特定事業等に係る永住弾力化事業</u>」の適用を受け、外国人研究者等を活用した研究開発や、研究成果を活かした事業活動の促進を図ってきた。</p> <p>（3） （略）</p> <p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>企業誘致については、引き続き、課税特例や最大50億円の助成を行う「企業立地促進条例」の活用や、中小企業等への操業支援・工業系土地利用保全を目的とした「工業集積促進事業」等を推進するとともに、新たに「公有地の拡大の推進に関する先買いに係る土地を提供することができる用途の範囲の拡大」の支援措置を活用し、公有地の有効活用による有力企業誘致を推進する。</p>

新	旧
<p>また、横浜サイエンスフロンティアの研究機能拡充については、ライフサイエンス分野の研究開発を先導する中核的な施設である理化学研究所横浜研究所と横浜市立大学鶴見キャンパスが連携して、海外からの研究者を招致し、<u>バイオ関連の共同研究や研究協力を進める</u>。これにより、<u>様々な企業、研究機関と連携した研究活動を推進し、研究開発の成果を活かした事業活動を促進する</u>。なお、この取組を一層充実させるため、「<u>外国人研究者等に対する入国申請手続きに係る優先処理事業</u>」及び「<u>外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業</u>」の支援措置を活用し、当該地域における優秀な外国人研究者の円滑な受入れ及び定着を図るものとする。</p> <p>さらに、横浜市においてITビジネスを拡大していくためには、<u>IT関連企業が優秀な外国人情報処理技術者を研究開発及び事業活動のためにタイムリーに受け入れ、開発等に着手することが必要であることから、「外国人研究者等に対する入国申請手続きに係る優先処理事業」の支援措置を活用し、情報処理技術者の円滑な受入れを図るものとする</u>。これにより、IT産業の活性化を図り、本市が目指す「<u>横浜型IT産業クラスター</u>」の形成につなげていく。</p> <p>(略)</p> <p>5-2 (略)</p> <p>5-3-1 支援措置を適用して行う事業</p> <p>5-3-1-① (略)</p> <p>5-3-1-②</p> <p>【B0501】 (略)</p> <p>【B0502】外国人研究者等に対する入国申請手続きに係る優先処理事業（法務省）</p> <p>(1) 支援措置の適用を受けようとする外国人</p> <p>地域再生計画の区域内に所在する機関（下記（2））において、<u>入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる研究活動を行う外国人と情報処理分野の業務に従事する外国人、並びにその配偶者及び子</u></p>	<p>また、横浜サイエンスフロンティアの研究機能拡充については、ライフサイエンス分野の研究開発を先導する中核的な施設である理化学研究所横浜研究所と横浜市立大学鶴見キャンパスが連携して、海外からの研究者を招致しながら<u>バイオ関連の研究者が共同研究や研究協力を進めるとともに、様々な企業、研究機関と連携した研究活動を推進し、研究開発の成果を活かした事業活動を促進する</u>。</p> <p>(略)</p> <p>5-2 (略)</p> <p>5-3-1 支援措置を適用して行う事業</p> <p>5-3-1-① (略)</p> <p>5-3-1-②</p> <p>【B0501】 (略)</p> <p>【B0502】外国人研究者等に対する入国申請手続きに係る優先処理事業（法務省）</p> <p>(1) 支援措置の適用を受けようとする外国人</p> <p>地域再生計画の区域内に所在する機関（下記（2））において、<u>入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる研究活動を行う外国人並びにその配偶者及び子</u></p>

新					旧				
<p>(2) 支援措置の対象となる機関</p> <p>本支援措置の対象となる機関は以下の<u>3機関</u>である。</p> <p><u><外国人研究者受入れ機関></u></p> <p>①独立行政法人理化学研究所（横浜研究所）</p> <p>②公立大学法人横浜市立大学（鶴見キャンパス）</p> <p><u><外国人情報処理技術者受入れ機関></u></p> <p>③株式会社USTAGE</p> <p>また、各機関において実際に本支援措置を活用する施設名、所在地は以下のとおりである。</p>					<p>(2) 支援措置の対象となる機関</p> <p>本支援措置の対象となる機関は以下の<u>2機関</u>である。</p> <p>①独立行政法人理化学研究所（横浜研究所）</p> <p>②公立大学法人横浜市立大学（鶴見キャンパス）</p> <p>また、各機関において実際に本支援措置を活用する施設名、所在地は以下のとおりである。</p>				
機関名	施設名	所在地	概要	外国人の活動	機関名	施設名	所在地	概要	外国人の活動
独立行政法人理化学研究所	横浜研究所	横浜市鶴見区末広町1-7-22	ライフサイエンスの拠点として、ゲノム科学、植物科学、遺伝子多型、免疫アレルギー科学の4分野についての研究	ライフサイエンス	独立行政法人理化学研究所	横浜研究所	横浜市鶴見区末広町1-7-22	ライフサイエンスの拠点として、ゲノム科学、植物科学、遺伝子多型、免疫アレルギー科学の4分野についての研究	ライフサイエンス
公立大学法人横浜市立大学	鶴見キャンパス	横浜市鶴見区末広町1-7-22	隣接する理化学研究所横浜研究所と連携したゲノムの研究	ライフサイエンス	公立大学法人横浜市立大学	鶴見キャンパス	横浜市鶴見区末広町1-7-22	隣接する理化学研究所横浜研究所と連携したゲノムの研究	ライフサイエンス
株式会社USTAGE	本社	横浜市神奈川区金港町6-3リクルート横浜ビル4F	建設用CADデータ作成ソフトの自社開発・販売、およびネットワークソリューションの提供	情報処理活動					
<p>(3) 上記(2)の機関が、出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の事業活動の要件を定める省令（平成18年法務省令第79号）に定める要件に該当するものであること並びにそのように判断した理由</p> <p><u><外国人研究者受入れ機関></u></p> <p>外国人研究者を活用した研究開発の促進や、外国人による研究開発成果を活用した事業活動等を促進し、地元企業や関連研究機関との共同研究をより一層充実させ、関連産業の集積を図るためには、「①独立行政法人理化学研究所（横浜研究所）」「②公立大学法人横</p>					<p>(3) 上記(2)の機関が、出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の事業活動の要件を定める省令（平成18年法務省令第79号）に定める要件に該当するものであること並びにそのように判断した理由</p> <p>外国人研究者を活用した研究開発の促進や、外国人による研究開発成果を活用した事業活動等を促進し、地元企業や関連研究機関との共同研究をより一層充実させ、関連産業の集積を図るためには、「①独立行政法人理化学研究所（横浜研究所）」「②公立大学法人横浜市立大</p>				

新	旧
<p>横浜市立大学（鶴見キャンパス）」の2機関における研究活動や特定プロジェクトに従事することになる常勤または長期任用の外国人研究者に対して本支援措置を適用することにより、外国人研究者の受入れを円滑に行うことが必要である。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、本市では、YOKE情報・相談コーナーを設置し、在住外国人への生活情報や様々な分野の相談への多言語での対応、外国人支援についての情報提供・相談などのサポートを行っており、市内4箇所地域住民と在住外国人との国際交流拠点として、国際交流ラウンジが設置されているなど、在住外国人への生活支援の環境が備わっている。</p> <p><外国人情報処理技術者受入れ機関></p> <p>IT関連企業の研究開発に関しては、現在、優秀な外国人情報処理技術者の活用が進んでおり、今後、横浜のIT産業が更に発展していくためには、ITビジネスが国境を越えてリアルタイムに展開される状況の中で、外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理の支援措置を適用することにより、外国人情報処理技術者が迅速に申請手続等を済ませることができる環境が必要である。これにより、外国人情報処理技術者が研究開発や事業活動に専念することができるとともに、ボーダレスな事業活動がスムーズに横浜から展開されるようになる。</p> <p>「株式会社U STAGE」は、非常に高い競争力を有する建設用CADデータ作成ソフトを有し、その自社開発のため非常に高い技術力を備えている。さらに、そのために必要な研究開発施設、設備等を十分に備えているといえる。特にこれら製品の海外展開を考えたときに、本支援措置を活用し、外国人情報処理技術者を受け入れていくことでよりスムーズに事業展開を図ることが出来る。</p> <p>こうしたIT関連企業が国内、海外含めて競争力を高めることにより、横浜のIT産業の活性化に寄与し、横浜型IT産業クラスター形成につながっていくものと考えられる。</p> <p>なお、本支援措置の対象となる機関は、これまでにも外国人情報処理技術者を受け入れた実績があり、外国人の在留に係る管理およびその運用について良好な対応が期待できる。</p> <p>さらに、本市では、YOKE情報・相談コーナーを設置し、在住外国人への生活情報や様々な分野の相談への多言語での対応、外国人支援についての情報提供・相談などのサポ</p>	<p>学（鶴見キャンパス）」の2機関における研究活動や特定プロジェクトに従事することになる常勤または長期任用の外国人研究者に対して本支援措置を適用することにより、外国人研究者の受入れを円滑に行うことが必要である。</p> <p>(略)</p> <p>また、本市では、YOKE情報・相談コーナーを設置し、在住外国人への生活情報や様々な分野の相談への多言語での対応、外国人支援についての情報提供・相談などのサポートを行っており、市内4箇所地域住民と在住外国人との国際交流拠点として、国際交流ラウンジが設置されているなど、在住外国人への生活支援の環境が備わっている。</p>

新	旧
<p><u>ートを行っており、市内4箇所地域住民と在住外国人との国際交流拠点として、国際交流ラウンジが設置されているなど、在住外国人への生活支援の環境が備わっている。</u></p> <p>(4) 本支援措置を活用して取組む地域再生の内容</p> <p><u><外国人研究者受入れ機関></u></p> <p>京浜臨海部の2研究機関において、入国申請手続に必要となる期間を短縮することにより早期に研究開発活動等に着手すること等が可能となり、生命科学の先端的な研究開発及びそれを活用した経営活動を行うための人材として、優秀な外国人研究者や技術専門家の招致が進み、先端的な研究開発拠点づくりの促進が図れる。</p> <p>(略)</p> <p><u><外国人情報処理技術者受入れ機関></u></p> <p><u>横浜に立地するIT関連の機関は、入国申請手続に必要となる期間が短縮することで、より早期に、そしてよりタイムリーに事業活動並びに開発活動等に着手することが可能となり、より一層のIT産業に係るビジネス環境が整うことになる。</u></p> <p><u>こうした取組みを推進することにより、優秀な外国人情報処理技術者や企業等の誘致が進み、横浜に先端的なIT産業拠点の形成が図られることとなる。さらに、横浜およびその周辺に立地する様々な産業群とのネットワークなど通じて、日本を代表するIT産業の拠点となり、本市が目指す「横浜型IT産業クラスター」の形成につなげていく。</u></p> <p><u>なお、本機関が本支援措置を活用して行う地域再生に資する事業は、次のとおりである。</u></p> <p><u>「株式会社USTAGE」は、高い付加価値を有する独自作成ソフトを自社製品としてもち、またそのための高い技術力を備えている。このような機関が、こうした製品をより高度化し、さらにはマーケットを拡大するための海外展開等を志向することは、横浜のIT産業の振興に大きく寄与し、「横浜市IT産業戦略」で目指す「横浜型IT産業クラスター」の形成につながっていくものと考えられる。</u></p> <p>5-3-2 (略)</p> <p>6~8 (略)</p>	<p>(4) 本支援措置を活用して取組む地域再生の内容</p> <p>京浜臨海部の2研究機関において、入国申請手続に必要となる期間を短縮することにより早期に研究開発活動等に着手すること等が可能となり、生命科学の先端的な研究開発及びそれを活用した経営活動を行うための人材として、優秀な外国人研究者や技術専門家の招致が進み、先端的な研究開発拠点づくりの促進が図れる。</p> <p>(略)</p> <p>5-3-2 (略)</p> <p>6~8 (略)</p>